

新型コロナウイルス感染症
第81回 危機管理対策本部 会議次第

令和4年6月30日

1 開 会

2 議 題

- (1) 区職員による新型コロナウイルス在宅療養者に対する安否確認緊急訪問の実施について
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
- (3) 4回目接種の早期接種の勧奨について

3 閉 会

区職員による新型コロナウイルス在宅療養者に対する
安否確認緊急訪問の実施について

第61回危機管理対策本部（令和4年1月25日開催）において決定した「区職員による新型コロナウイルス在宅療養者に対する安否確認緊急訪問の実施」について、令和4年7月1日以降の実施について、下記の通り対応することとする。

1 実施体制

変更前	変更後
全庁対応	(1) 平日 健康部による対応（※） (2) 休日（土日・祝日） 全庁対応

2 実施期間

変更前	変更後
令和4年1月28日から6月30日まで	令和4年1月28日から7月31日まで

※ 東京都が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を実施するなど、新規陽性者数が高い水準となった場合、区民の健康・安全を考慮し、速やかに安否確認を行うため、全庁対応とする。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方 について

1 現状の捉え方

3月17日（木）、国では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が全国的に継続的な現象が続いていること等の感染状況や医療提供体制を・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行った結果、東京都をはじめ全国18都道府県で実施されているまん延防止等重点措置を3月21日（祝・月）に終了させる決定を行った。

東京都では、感染の再拡大に備え、3月22日（火）～5月22日（日）をリバウンド警戒期間としていたが、病床使用率・重症病床使用率が大幅に減少するなど医療の逼迫状況の改善、新規陽性者数の下降傾向、懸念されていたゴールデンウィーク後の感染拡大が見られないこと等から、5月22日（日）でリバウンド警戒期間を終了させる決定を行った。

一方で、引き続き都民には、こまめな換気を行うことや、混雑している場所や時間を避けて3密を回避することなど基本的な感染防止対策の徹底、早めのワクチン接種や検査など感染を拡げないための行動について依頼することとしている。

については、区としても、原則として、東京都の対応に沿った形で、感染拡大防止に努めていく。

また、国や東京都では、事業者に対し、感染拡大防止策としてテレワークの推進等の協力を依頼している。

2 基本的な考え方

区としては、東京都の方針を踏まえ、区民に人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染防止策の徹底や大人数・長時間での会食などの感染リスクの高い行動を控えるよう呼び掛けるとともに、密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避等といった感染防止策を徹底しながら業務を継続する。

東京都の方針を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、詳細な内容等について各部において、精査し決定する。

また、この考え方については、東京都におけるリバウンド警戒期間の終了を踏まえ、5月23日（月）以降とする。

<職員の出勤について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤については、業務に支障のない範囲で実施する。

- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、なるべく少人数の来庁や、混雑時における入場制限等への協力を依頼するとともに、区側においては、待合場所でお客様の密集状況を引き起こすことのないよう配慮するとともに、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。
- ・多くの区職員が感染若しくは濃厚接触者に特定される等により、職場への出勤が困難な状況が生じる状況を想定し、各部では、万一の事態に陥った際にも区民の混乱を回避できるよう、通常業務について、予め定めた維持・縮小・休止の方針について、常に確認を行う。

<東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針>

- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センター、学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室においては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・図書館、博物館等においては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避と、来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、必要に応じてオンライン形式等非対面での開催を検討し、式典等の性質から対面形式での実施が相応しいと判断される場合については、参加者の体調チェック、手指消毒などの感染拡大防止策を徹底するほか、ソーシャルディスタンスの確保や参加者が大きな声を出さないよう配慮しながら運営を行うこととする。

<基本的な感染予防策の徹底>

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和3年10月20日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する

3 区貸し出し施設の取扱いについて

(1) 利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止す

る。

- 他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- 利用施設内の換気を適宜行う。
- 施設利用にあたっては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態の発生について回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- 主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

(2) 区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることが条件に可とする。
- 上記以外の場所で、コーラスやカラオケ、演劇等の大きな声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、利用人数は定員の50%以下とし、原則としてマスクを着用し、他者との間隔を2m以上確保するとともに、利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行い、窓の開放等による換気の徹底に特に留意するほか、業界団体の定めるガイドラインに基づく対策を条件に可とする。
- ロックコンサート、スポーツイベント等の大声を伴うイベントの開催については、観客人数等は定員の50%以下とし、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることが条件に可とする。
- 飲食を伴う利用については、感染防止対策を徹底した上で可とし、長時間に及ぶ飲食など感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ることとする。
- バーベキュー場については、東京都の基準に合わせて、利用を行っていく。
- 囲碁、将棋、麻雀等については、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- 貸出中止等によるキャンセル料は、定員に制限を設ける場合のみ、時間帯を問わず全額を還付する。

4 その他

この考え方に記載のない事項で、国、東京都の方針が発出されているものは、それに準じることとする。

新型コロナウイルス感染症対策



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする

マスク必要なし



マスク着用推奨



会話をほとんど行わない

マスク必要なし



マスク必要なし



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする

マスク着用推奨



マスク着用推奨



会話をほとんど行わない

マスク必要なし



マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中では**マスクを着用しましょう**

高齢の方と会う時や病院に行く時は、**マスクを着用しましょう。**
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A



子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面



屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写実活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、**体育の授業や運動部活動、登下校の際**

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めて
いません。**マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要な場面では、
マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

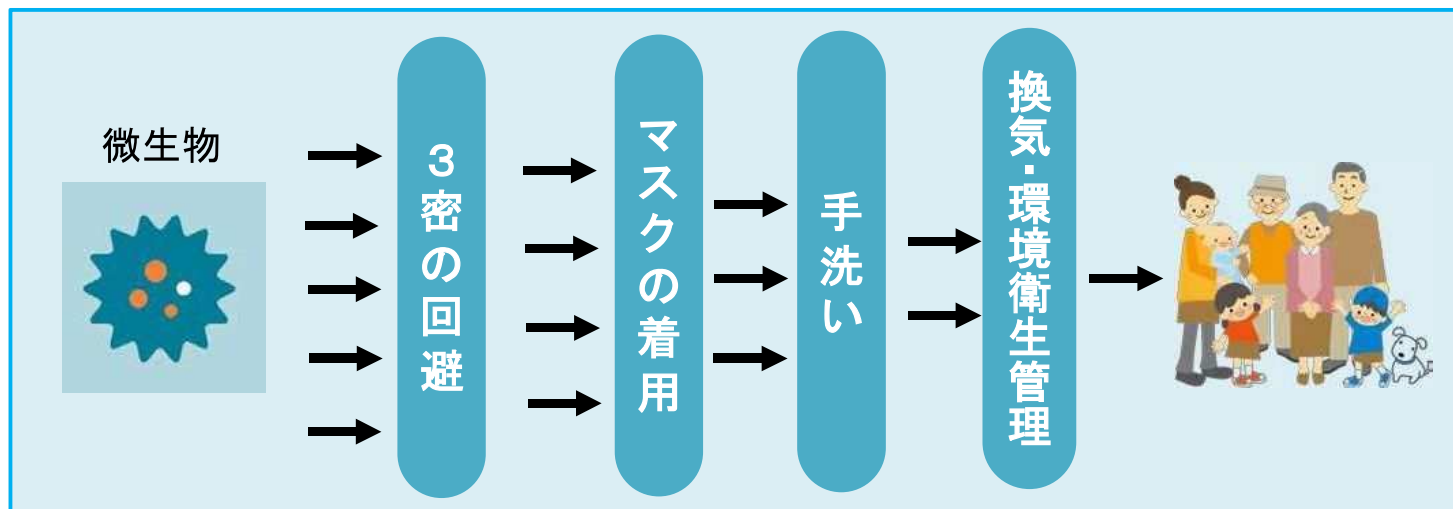
※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



基本的な感染防止対策の継続

- ✓ 微生物の伝播を100%防ぐことは不可能
- ✓ **ワクチン接種**や**基本的な感染防止対策**の継続など総合的な感染防止対策によってリスク軽減を図っていく

《総合的な感染防止対策》

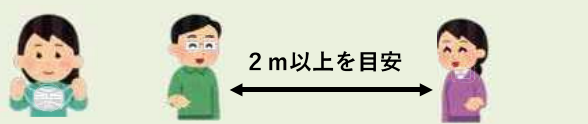
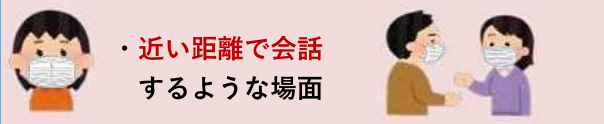
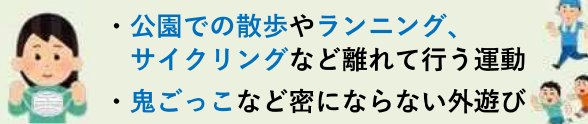
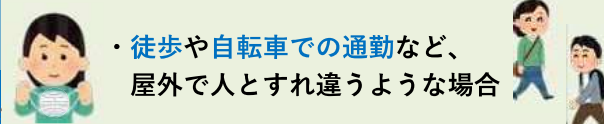


マスクの着用に関する基本的な考え方

- マスクの着用は、**基本的な感染防止対策として重要**
- マスク着用を考える際の感染リスクを考慮にいった**3つのポイント**

「身体的距離」が確保できているか	感染経路の一つである「飛沫」は、 1m～2m先まで届く とされているため、感染者との距離は、目安として 2m以上確保することが重要 です。
「屋外」か「屋内」か	屋外では、 空気の循環 により、屋内と比べると 感染リスクが低くなります 。
会話を行う/会話をほとんど行わない	会話や発声により感染が伝播 することもあります。 会話がなければ感染リスクは低くなります 。

様々な場面におけるマスク着用について

屋外	距離が確保できる ※2m以上を目安	距離が確保できない
会話を する		 <ul style="list-style-type: none"> ・近い距離で会話 するような場面
会話を ほとんど 行わない	 <ul style="list-style-type: none"> ・公園での散歩やランニング、サイクリングなど離れて行う運動 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び 	 <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

屋内(注)	距離が確保できる ※2m以上を目安	距離が確保できない
会話を 行う	 <ul style="list-style-type: none"> ※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可 	
会話を ほとんど 行わない	 <ul style="list-style-type: none"> ・距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞 	 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤電車の中




(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※ 夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨

※ お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する

※令和4年5月23日変更新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び令和4年5月20日 厚生労働省事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」を基に作成

子どものマスク着用について

屋内・屋外のマスク着用について	
2歳未満	 マスクの着用は推奨しません
2歳以上	 他者との距離に関わらずマスク着用を一律には求めない  ・施設内に感染者が生じている場合はマスク着用も
マ ス ク 着 用 の 必 要 が な い 場 面	
就学児 (小学校から 高校段階)	屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・人との距離が確保できている場合 ・人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 例：離れて行う運動や移動 鬼ごっこなど密にならない外遊び 例：屋外で行う教育活動(自然観察・写生活動等) </div>
	屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 例：個人で行う読書 調べたり考えたりする学習 </div>

学校生活	マスク着用の必要がない場面	マスク着用
運動部活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業や運動部活動等(プールや屋内の体育館を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合(状況に応じて) ・接触を伴う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症リスクが高い夏場においては、会話を控えるよう注意した上でマスクを外すよう指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学電車の中

※令和4年5月23日基本的対処方針分科会資料及び令和4年5月20日 厚生労働省事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」を基に作成

4回目接種の早期接種の勧奨について

1 要 旨

新型コロナワクチンの4回目接種については、3回目接種日から5か月以上を経過した「60歳以上」及び「18歳以上60歳未満の基礎疾患を有するなど、重症化リスクが高いと医師が認める者」を対象に、北区では5月末より接種券を順次発送し、6月1日より接種を進めている。

現時点における予約状況等を鑑みると、3回目接種までと比較して、4回目接種に対する動きが低調であることがうかがえる。

については、感染拡大が懸念される夏期に向けて、4回目接種の効果および早期接種の必要性について啓発を図る。

2 接種状況

(1) 4回目接種済者数等（6月28日時点）

接種対象者 （60歳以上）	4回目接種 接種券送付済者数	4回目接種 予約済者数 ※1	4回目接種 接種済者数 ※2
104,254人 A	70,655人 B	21,540人 C	3,094人 D
		30.5% (C/B)	4.4% (D/B)
		20.6% (C/A)	3.0% (D/A)

※1 「区予約システム」から確認できる数値（かかりつけ医に直接予約等、予約システムを通さない予約数はカウント対象外）

※2 「新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（VRS）」に基づくため、登録（数値への反映）に時差あり

(2) コールセンター・予約システムの状況（別紙1参照）

コールセンターや予約システムの利用状況から、5月25日及び6月20日に接種券を発送した4回目接種対象者の予約行動が、3回目接種開始時（1月）と比較して低調な傾向にある。

(参考) ワクチン接種予約支援窓口利用状況

予約支援窓口	対応件数 (6/1~27)	内、 予約代行件数
北区役所	587	214
赤羽会館	336	215
滝野川会館	288	147
豊島高齢者あんしんセンター	127	106
浮間区民センター	371	258
上十条区民センター	221	54
滝野川西区民センター	158	80
桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター	64	51
	2,152	1,125

(3) 高齢者施設等における4回目接種の状況(別紙2参照)

区内高齢者施設等に入所している対象者への接種は、配置医等の協力により、原則として施設内での接種体制を確保している。

特別養護老人ホームなど一部の施設は5~6月中に4回目接種を開始しており、6割超の施設は7月までに開始する予定である。一方、3回目接種完了の時期にも左右され、グループホームを中心に3割程度の施設が8月以降に開始する見込みとなっている。

3 4回目接種の効果

新型コロナウイルス感染症は、高齢者ほど重症化しやすく、また、一定の基礎疾患を持つ方についても重症化しやすいことが明らかとなっている。こうした中、オミクロン株流行下においても、60歳以上の方に対する4回目接種により死亡予防効果が得られるという報告や、重症化予防効果は、少なくとも接種から6週間経過しても、3回目接種と比較して大きく低下せず維持されていたという報告があり、重症化リスクの高い方への効果が期待されている。

なお、現状4回目接種に使われるワクチンは、ファイザー社製およびモデルナ社製で、3回目接種までとは異なるワクチンを打つ「交差接種」が可能である。

4 早期接種の勧奨

4回目接種の効果を踏まえ、夏期における感染拡大リスクに備えるため、高齢者施設等を含めた4回目接種の確実な実施を進める必要がある。

今後、北区ニュースをはじめとした各広報媒体の活用、庁内関係各課や医療機関等との連携により、4回目接種に関する啓発や未接種者への早期接種の勧奨を行うとともに、高齢者施設等における迅速な接種体制の確保のため、さらなる支援を図っていく。

● 4 回目接種 日時・経路別予約状況

(接種券発送) ※区予約システムから確認できる範囲のカウント
(かかりつけ医に直接予約等、区予約システムを通さない予約はカウント対象外)

5/25
約14,700件発送

日	4回目		
	電話予約	Web予約	合計
5/29以前	35	185	220
5月30日	1,094	843	1,937
5月31日	293	230	523
6月1日	319	444	763
6月2日	161	168	329
6月3日	114	130	244
6月4日	57	78	135
6月5日	20	64	84



接種券到着から1週間以内の予約
4,235/14,700 (29%)

6/20
約54,000件発送

(中略)

6月20日	78	73	151
6月21日	1,742	2,168	3,910
6月22日	2,556	2,112	4,668
6月23日	1,485	1,054	2,539
6月24日	1,093	739	1,832
6月25日	451	487	938
6月26日	221	384	605
6月27日	769	447	1,216



接種券到着から1週間以内の予約
15,708/54,000 (29%)

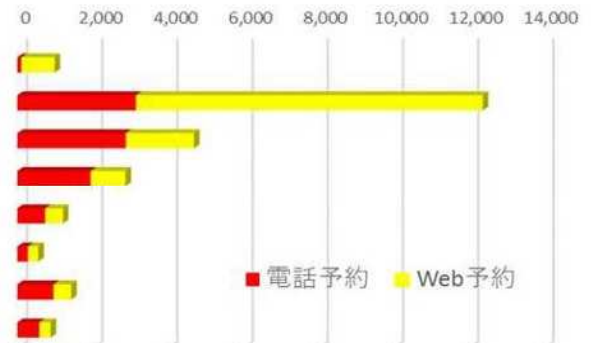
■電話予約 ■Web予約

(参考) 3 回目接種 日時・経路別予約状況

(接種券発送) ※区予約システムから確認できる範囲のカウント
(かかりつけ医に直接予約等、区予約システムを通さない予約はカウント対象外)

1/17
約53,000件発送

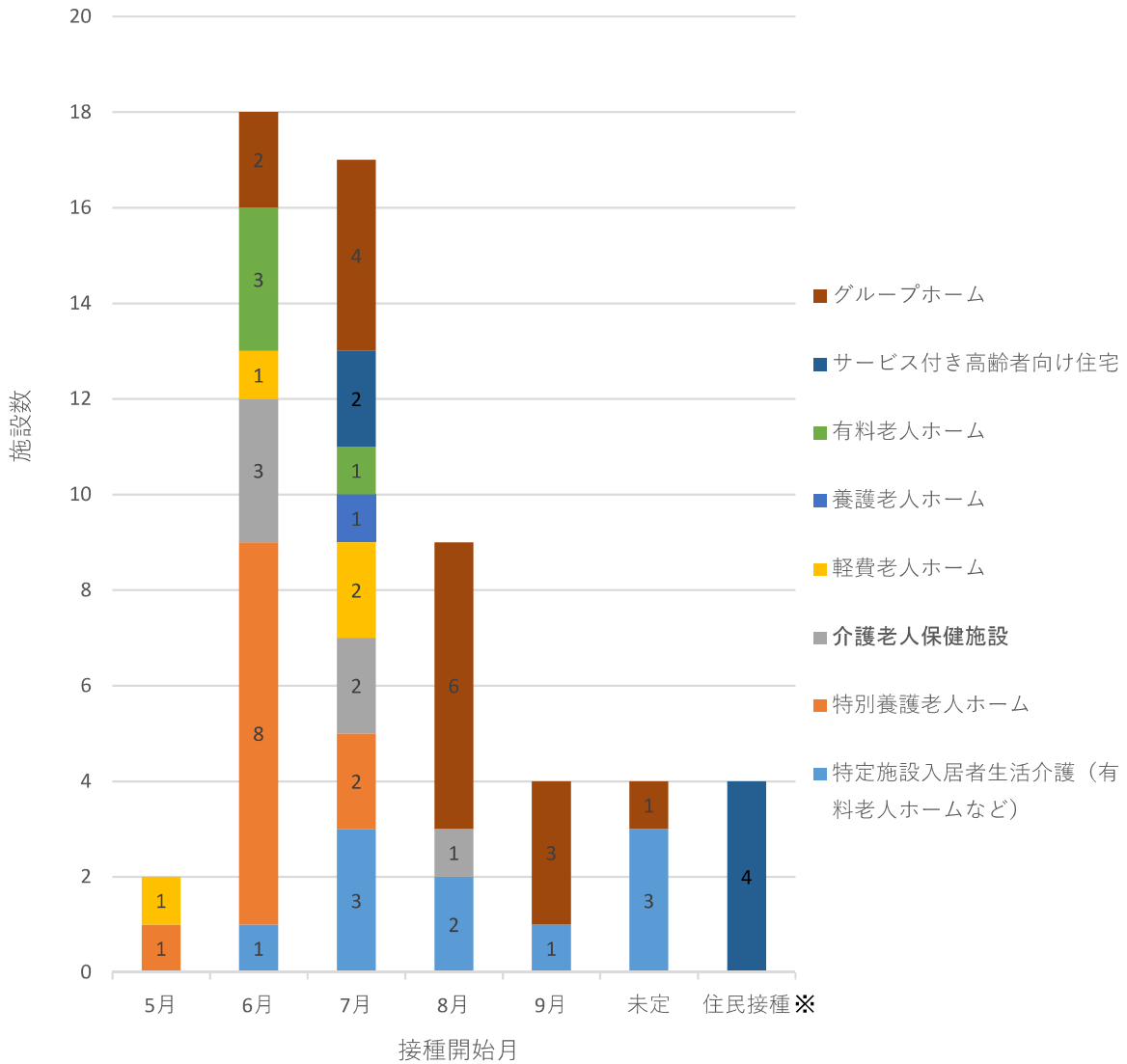
日	電話予約	Web予約	総計
1/18以前	104	887	991
1月19日	3,155	9,226	12,381
1月20日	2,887	1,812	4,699
1月21日	1,948	929	2,877
1月22日	739	474	1,213
1月23日	284	273	557
1月24日	959	470	1,429
1月25日	583	302	885



接種券到着から1週間以内の予約
24,041/53,000 (46%)

■電話予約 ■Web予約

高齢者入所施設 4 回目接種開始時期



	5月	6月	7月	8月	9月	未定	住民接種	
グループホーム	0	2	4	6	3	1	0	16
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	2	0	0	0	4	6
有料老人ホーム	0	3	1	0	0	0	0	4
養護老人ホーム	0	0	1	0	0	0	0	1
軽費老人ホーム	1	1	2	0	0	0	0	4
介護老人保健施設	0	3	2	1	0	0	0	6
特別養護老人ホーム	1	8	2	0	0	0	0	11
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホームなど)	0	1	3	2	1	3	0	10
	2	18	17	9	4	4	4	58

※住民接種：入居者の自立度が高く、施設単位の接種ではなく、一般の区民向け接種等を受ける場合